

II. インコタームズ



目次

- 1. インコタームズとは
- 2. インコタームズの対象事項
- 3. 売主・買主の義務(インコタームズ2020)
- 4. インコタームズ2020の構成
- 5. インコタームズ2020の2分類・11条件
- 6. 参考／インコタームズ2020における2010

からの主な変更点

1.インコタームズ（Incoterms）とは

国際商業会議所（ICC）が制定した、貿易取引条件とその解釈に関する国際規則

（インコタームズ → International Commercial Terms の略）

＜制定の背景＞

各国にはそれぞれの法制度や商慣習があるが、異国間での貿易取引において貿易取引条件の解釈がそれぞれの国で異なり、しばしばトラブルの原因となつていたため。

- ◆ 法律や条約で定められたものではないため強制力を持っていない。ただトラブル防止の観点から、国際的な商慣習として全世界で幅広く使用されている。
- ◆ 1936年に制定された後、商慣習の変化に伴い下記の年に改定されている。
<1953年, 1967年, 1976年, 1980年, 1990年, 2000年, 2010年, 2020年(最新)>
- ◆ 貿易契約においてインコタームズに基づく場合は、いつのインコタームズに基づくか契約上明記しなければならない。
(双方の契約書裏面約款には「最新のインコタームズを適用」と記載している)

2.インコタームズの対象事項

■対象事項(インコタームズ規則が定めていること)

売主・買主間の物品の引き渡しに関する・・・

- ・役割と費用の負担区分

運送の手配と運賃の支払い、保険の手配と保険料の支払い、通関手続きと費用、など

- ・危険移転の分岐点

物品の滅失・損傷などの危険が移転する時と場所

2.インコタームズの対象事項

■ 対象外事項（下記はインコタームズ規則で定めていない）

- ・物品の財産権/権限/所有権の移転（引き渡し時点≠所有権移転）
- ・代金支払いの時期、場所、方法、使用通貨
- ・売買契約が成立しているか否か
- ・売買される物品の仕様
- ・売買契約の違反に対して請求できる救済方法
- ・契約上の債務の履行遅延その他の違反の結果
- ・制裁の効果
- ・関税の賦課
- ・輸出または輸入の禁止
- ・不可抗力または履行困難
- ・知的財産権、または上記違反が生じた場合における紛争解決の方法、場所、法令

3.売主・買主の義務(インコタームズ2020)

インコタームズ2020の各規則は売主・買主それぞれの義務について10項目の見出しで規定している。

売主と買主の義務	
1	一般的義務
2	引渡・引渡の受取
3	危険の移転
4	運送
5	保険契約
6	引渡書類・運送書類
7	輸出通関・輸入通關
8	照合・包装・荷印
9	費用の分担
10	通知

⇒10項目の義務以外は売主・買主ともに規定されていない

4.インコタームズ2020の構成

■いかなる単一または複数の運送手段にも適した規則 (Rules for Any Mode or Modes of Transport)

- ・輸送手段の種類にかかわらず使用可能（海上輸送、航空輸送、陸上輸送）
- ・複合輸送の場合にも使用可能。
- ・コンテナ船での海上輸送や航空機輸送に適している

■海上及び内陸水路運送のための規則 (Rules for Sea and Inland Waterway Transport)

- ・海上及び内陸水路輸送にのみ使用される。
- ・航空機輸送には使用されるべきではない。
- ・在来船での海上輸送輸送に適している

5.インコタームズ2020の2分類・11条件

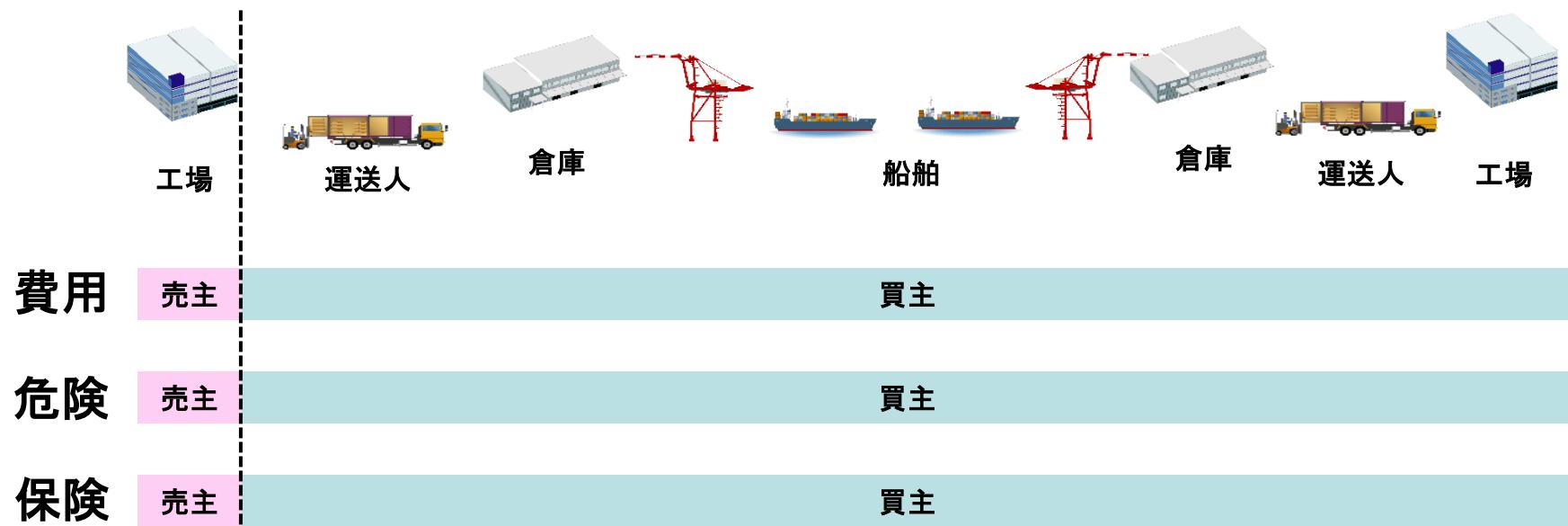
いかなる単一または複数の輸送手段にも適した規則
(Rules for Any Mode or Modes of Transport)

EXW	Ex Works (named place of delivery)	工場渡
FCA	Free Carrier (named place of delivery)	運送人渡
CPT	Carriage Paid To (named place of destination)	輸送費込
CIP	Carriage and Insurance Paid To (named place of destination)	輸送費保険料込
DPU	Delivered At Place Unloaded(named place of destination)	荷卸込持込渡し
DAP	Delivered at Place (named place of destination)	仕向地持込渡
DDP	Delivered Duty Paid (named place of destination)	関税込持込渡

海上及び内陸水路運送のための規則
(Rules for Sea and Inland Waterway Transport)

FAS	Free Alongside Ship (named port of shipment)	船側渡
FOB	Free On Board (named port of shipment)	本船渡
CFR	Cost and Freight (named port of destination)	運賃込
CIF	Cost, Insurance and Freight (named port of destination)	運賃保険料込

EXW (Ex-works): 工場渡 いかなる単一または複数の運送手段にも適した規則

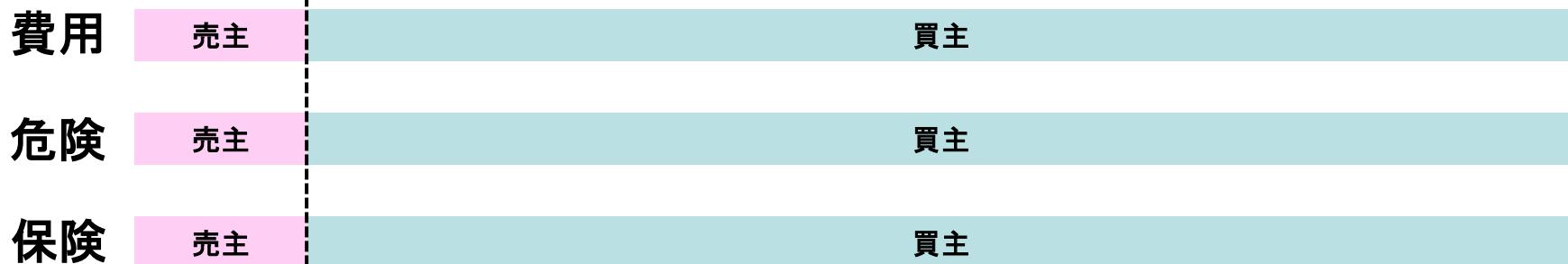
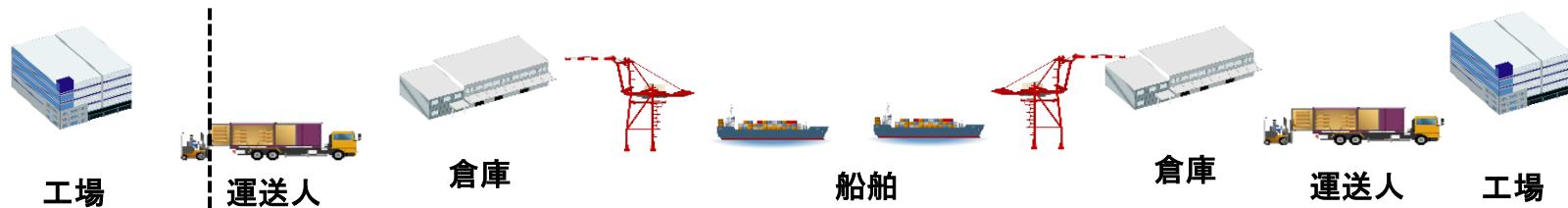


費用負担の移転時期	売主の施設や指定場所(工場、倉庫など)
危険負担の移転時期	同上
海上保険の手配	買主

- ☆ 売主は引き取りの車両に積み込みず、輸出通関も行なわない。
- ☆ 輸出通関：買主
- ☆ **売主の義務が最小** (⇔ 最大となるのはDDP)

FCA (Free Carrier) : 運送人渡

いかなる単一または複数の運送手段にも適した規則



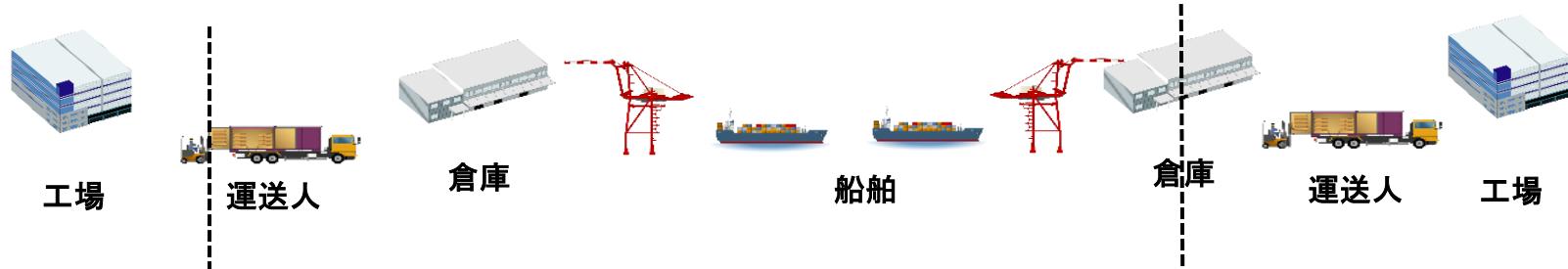
費用負担の移転時期	指定場所において、買主が指定した運送人に物品を引き渡したとき
危険負担の移転時期	同上
海上保険の手配	買主

☆引渡し場所が売主の施設内の場合、売主は積込みの責任を負う。

※輸出通関の手配：売主

CPT (Carriage Paid To):輸送費込

いかなる単一または複数の運送手段にも適した規則



費用

売主

買主

危険

売主

買主

保険

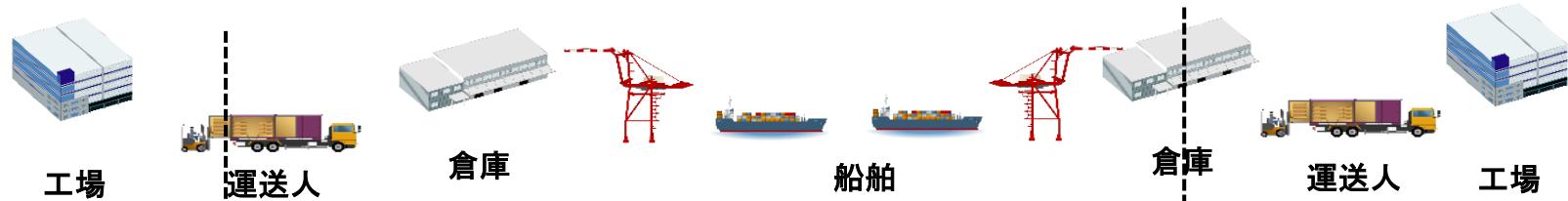
売主

買主

費用負担の移転時期	指定仕向地	! FCAとの相違点！
危険負担の移転時期	物品を売主が指定した運送人に引渡した時点	
海上保険の手配	買主	

※輸出通関の手配：売主

CIP (Carriage and Insurance Paid To): 輸送費保険料込 いかなる単一または複数の運送手段にも適した規則



費用



危険



保険



費用負担の移転時期	指定仕向地
危険負担の移転時期	物品を売主が指定した運送人に引渡した時点
海上保険の手配	売主 ! CPTとの相違点！

※輸出通関の手配：売主

DPU (Delivered At Place Unloaded) : 荷卸込持込渡し

いかなる単一または複数の運送手段にも適した規則



費用

売主

買主

危険

売主

買主

保険

売主

買主

費用負担の移転時期	指定仕向港または仕向地内の合意された地点での 荷卸し後 、買主の処分に委ねられた時
危険負担の移転時期	同上
海上保険の手配	売主

☆輸送手段から荷卸しされ、物品が引き渡されるまでの一切の費用は**売主負担**
※輸入通関の手配：買主

DAP (Delivered At Place)：仕向地持込渡

いかなる単一または複数の運送手段にも適した規則



費用

売主

買主

危険

売主

買主

保険

売主

買主

費用負担の移転時期	指定仕向地において、輸入通關せずに、荷卸しの準備ができている輸送手段の上で <u>(荷卸し前の状態)</u> 買主の処分に委ねられた時
危険負担の移転時期	同上
海上保険の手配	売主

☆輸送手段から荷卸しする費用は買主負担である。

※輸入通關の手配：買主

DDP (Delivered Duty Paid) : 関税込持込渡

いかなる単一または複数の運送手段にも適した規則



費用	売主	買主
危険	売主	買主
保険	売主	買主

費用・危険負担の移転時期	指定仕向地において、 <u>輸入通關を行い、荷卸しせずに</u> 、物品を買主に引渡した時
海上保険の手配	売主

☆輸入通關：売主

☆売主は、仕向国への輸入のための「関税」を含めて、指定仕向地までの物品の輸送に伴う費用と危険を負担し、関税に付隨する付加価値税（内国消費税等）も売主負担である。

☆輸送手段から荷卸しする費用は買主負担。

☆売主の義務が最大 (⇔ 最小となるのはEXW)

DPU・DAP・DDPの比較

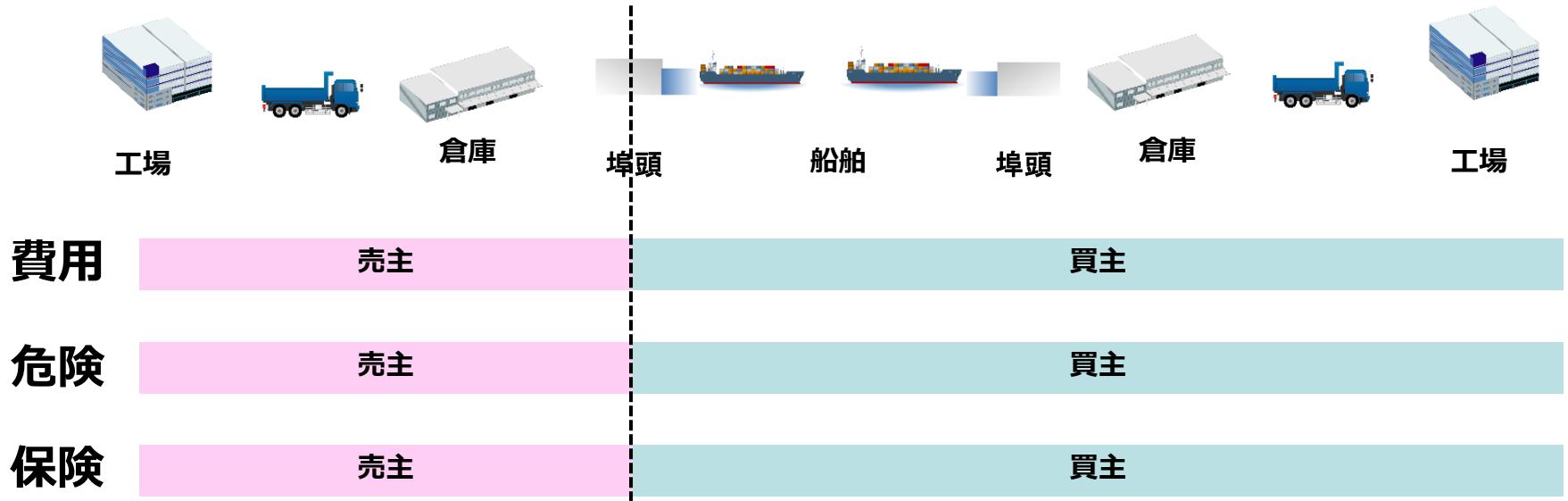
	到着した輸送手段からの荷卸し (危険負担)	輸入通關手配、納税 (費用負担)
DPU	売主	買主
DAP	買主	買主
DDP	買主	売主

到着した輸送手段からの荷卸し：買主が行うのが基本だが、DPUのみ売主が行う

輸入地通關手配・納税 : 買主が行うのが基本だが、DDPのみ売主が行う

FAS (Free Alongside Ship) : 船側渡

海上及び内陸水路運送のための規則



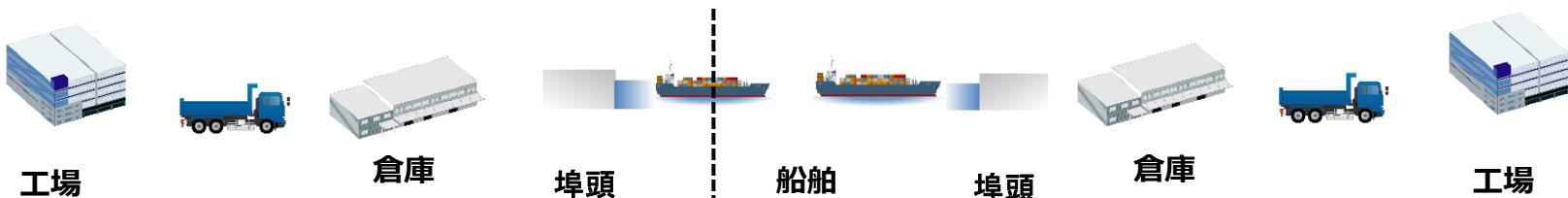
費用負担の移転時期	売主が指定船積港において、貨物を本船の船側に置いた時
危険負担の移転時期	同上
海上保険の手配	買主



在来船の荷役↑

FOB (Free On Board) : 本船渡

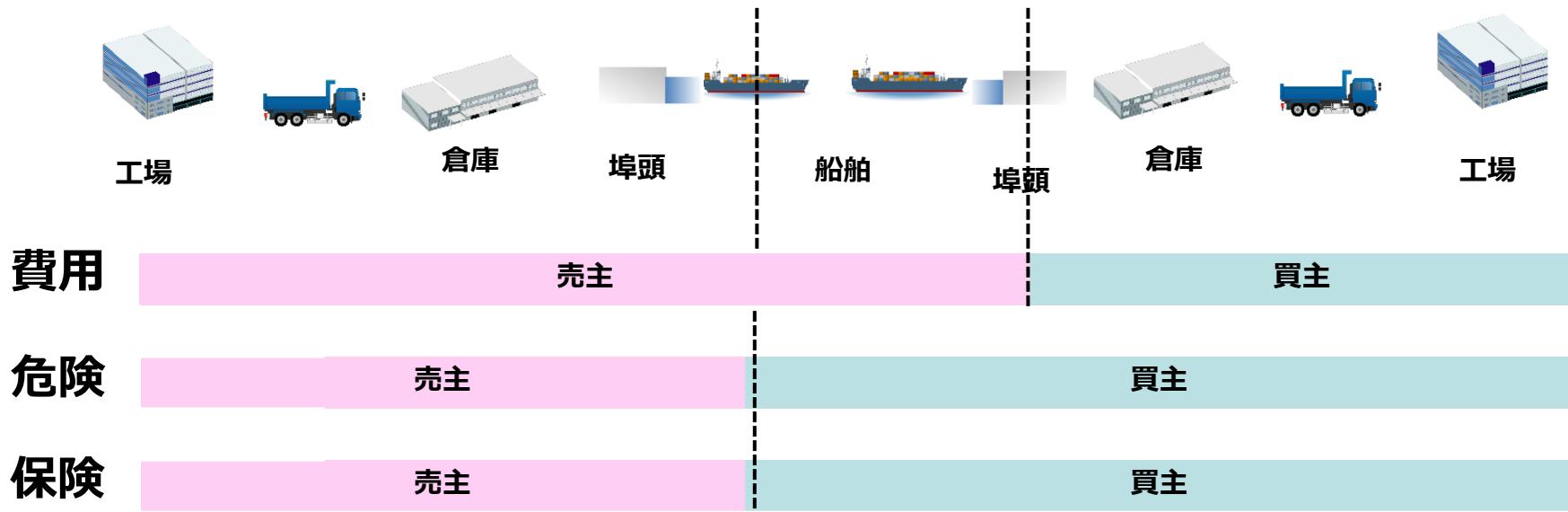
海上及び内陸水路運送のための規則



費用負担の移転時期	売主が指定船積港において、買主によって指定された本船上に物品を置いた時、または調達された時
危険負担の移転時期	同上
海上保険の手配	買主

CFR (Cost and Freight) : 運賃込

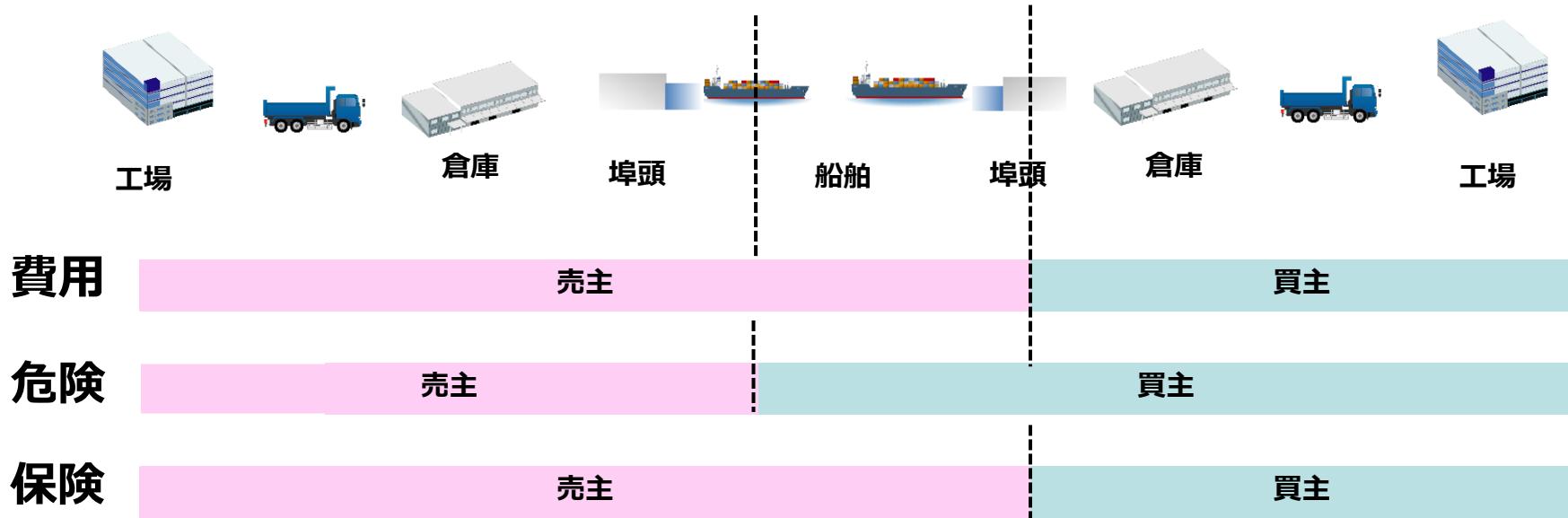
海上及び内陸水路運送のための規則



費用負担の移転時期	輸入港
危険負担の移転時期	売主が指定船積港において、売主によって指定された本船上に物品を置いた時
海上保険の手配	買主

CIF (Cost, Insurance and Freight) : 運賃保険料込

海上及び内陸水路運送のための規則



費用負担の移転時期	輸入港	
危険負担の移転時期	売主が指定船積港において、売主によって指定された本船上に物品を置いた時	
海上保険の手配	売主	!CFRとの相違点!

CPT・CIP・CFR・CIFの比較

	売主の危険負担	売主の費用負担
CPT	<u>荷送り人</u> に貨物を 引き渡すまで	仕向 <u>地</u> まで
CIP		
CFR	<u>本船上に</u> 貨物が 置かれるまで	仕向 <u>港</u> まで
CIF		

6. 【参考】 インコタームズ2020における 2010からの主な変更点

国際商業会議所 (International Chamber of Commerce=ICC) から、
2019年9月10日に最終案が公表され、2020年1月1日に発効となつた。

■インコタームズ2020における2010からの主な変更点

- 1) 積込済みの付記のある船荷証券とインコタームズFCA規則
- 2) 負担する費用の明確化
- 3) CIFおよびCIPにおける保険補償の水準の相違
- 4) FCA, DAP, DPU, DDPの各規則において、売主または買主が
自己の運送手段を用いて運送の手配をすること
- 5) DATからDPUへの3文字コードへの変更
- 6) 運送契約の手配義務と費用の分担に、安全関連の要件を含めること
- 7) 利用者のための解説ノート